

奥州市上下水道事業告示第 5 号

奥州市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成18年奥州市条例第281号)第 5 条及び奥州市公共下水道事業受益者分担金条例(平成18年奥州市条例第282号)第 5 条の規定により、令和 7 年度に下水道事業受益者負担金等を賦課する区域を次のとおり定める。

令和 7 年 4 月 1 日

奥州市長 倉 成 淳

1 賦課区域

水沢

字日高西、字斉の神、字谷地明円、字高屋敷、字北田、字中城、字名残、字高網、字聖天、字水山、字釜田、字蓬田、字桜屋敷、字桜屋敷西、佐倉河字五反町、佐倉河字前田、佐倉河字川原田、真城字塚、真城字大檀、真城字雷神、真城字中道、真城字南上野、真城字中上野、真城字迎畑、真城字北塩加羅、真城字町屋敷、真城字垣ノ内、真城が丘一丁目、姉体町字原ノ西、姉体町字北余目、羽田町字洗田、羽田町字沼尻の各字の一部区域

江刺

大通り、八日町一丁目、前田町、岩谷堂字御所橋、岩谷堂字二本木、岩谷堂字中野、岩谷堂字南八日市、愛宕字八日市、愛宕字観音堂沖、愛宕字梁川、愛宕字宿、愛宕字谷地の各字の一部区域

前沢

あすか通 4 丁目、字本杉、字新町裏、字高畑の各字の一部区域

胆沢

小山字北笹森の一部区域

2 区域図

別紙のとおり。別紙は省略し、上下水道部下水道課に備えておき縦覧に供する。